

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------|
| 16 | 介護保険に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大田市は介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・介護保険事務ではシステムの保守について外部委託先業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に「個人情報の保護及び取扱いに関する契約」を締結し、また承諾のない再委託を禁止している。
・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、職員コードやパスワードにより操作者を限定、追跡調査のため端末やシステムの操作記録を保存し、外部媒体への保存に制限をかけるなどの対策を講じている。

評価実施機関名

大田市長

公表日

令和4年1月24日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 介護保険業務 |
| ②事務の概要 | <p>介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付を行う事務である。 大田市は、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ②被保険者証、負担割合証又は認定証に関する事務 ③介護給付、予防給付若しくは市町村特別給付又は第一号事業支給費の支給に関する事務 ④要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑤要支援認定、要支援更新認定若しくは要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦居宅介護サービス費等の額の特例若しくは介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 ⑨保険給付の支払の一時差止めに関する事務 ⑩保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 ⑪地域支援事業に関する事務 ⑫地域支援事業又は介護予防・日常生活支援総合事業の利用料に関する事務 ⑬保険料の徴収又は賦課に関する事務 ⑭資料の提供等の求めに関する事務 ⑮国民健康保険団体連合会に委託する介護給付等支払に関する事務</p> |
| ③システムの名称 | 介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、伝送通信ソフト |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 介護保険状況ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の68の項</p> <p>・番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条</p> |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p>[実施する]</p> <p>＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | <p>【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号別表第二の93、94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46、47条</p> <p>【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、88、90、94、95、97、106、108、109、117、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2、3、5、6、7、10、12の3、15、19、22の2、24の2、25、25の2、30、31の2、32、33、43、43の2、44、47、49、55、55の2、59の3条</p> |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 健康福祉部介護保険課 |
| ②所属長の役職名 | 介護保険課長 |

| | |
|---------------------------------|---|
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 大田市総務部総務課法令係 〒694-0064 島根県大田市大田町大田口1111番地 TEL0854-83-8012 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 「7. 特定個人除法の開示・訂正・利用停止請求」における請求先と同じ。 |

II しきい値判断項目

| | | |
|--|-----------------|--|
| 1. 対象人数 | | |
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | | 令和3年7月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | | 令和3年7月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| |
|--------------------------|
| しきい値判断結果 |
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| | | |
|---|-----------|--|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | |
| | | [委託しない] |

| | | |
|---|---|---|
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 | [] 内部監査 [] 外部監査 |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|-----------------|---|---|------|--------------|
| 平成29年9月21日 | I-1. 一② 事務の概要 | | 「⑫地域支援事業に関する事務」を追加 | 事後 | 法令改正のため |
| 平成29年9月21日 | I-1. 一③ システムの名称 | 介護保険システム | 「団体内統合宛名システム」、「中間サーバ」を追加 | 事後 | |
| 平成29年9月21日 | I-3. 法令上の根拠 | 2 行政手続法行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別 | 「第12号、第13号、第14号を追加」 | 事後 | 法令改正のため |
| 平成29年9月21日 | I-4. 一① 実施の有無 | 「実施しない」 | 「実施する」 | 事後 | |
| 平成29年9月21日 | I-5. 一① 部署 | 健康福祉部高齢者福祉課 | 健康福祉部介護保険課 | 事後 | 組織の改編 |
| 平成29年9月21日 | I-5. 一② 所属長 | 高齢者福祉課長 古川裕史 | 介護保険課長 佐野史朗 | 事後 | 人事異動 |
| 平成29年9月21日 | I-7. 請求先 | TEL0854-83-8063 | TEL0854-83-8012 | 事後 | |
| 令和1年5月15日 | I-1. 一② 事務の概要 | ②被保険者証又は認定証に関する事務 ③介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する事務 ④保険料の徴収又は賦課に関する事務 ⑤地域支援事業に関する事務 | ②被保険者証、負担割合証又は認定証に関する事務 ③介護給付、予防給付若しくは市町村特別給付又は第一号事業支給費の支給に関する事務 ④地域支援事業に関する事務 ⑤地域支援事業又は介護予防・日常生活支援総合事業の利用料に関する事務 ⑥保険料の徴収又は賦課に関する事務 ⑦資料の提供等の求めに関する事務 ⑧国民健康保険団体連合会に委託する介護給付等支出に関する事務 | 事後 | |
| 令和1年5月15日 | I-1. 一③ システムの名称 | 介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ | 介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、伝送通信ソフト | 事後 | |
| 令和1年5月15日 | I-4. 一② 法令上の根拠 | 情報照会の根拠 番号法 別表第二の第1欄(情報照会者)が市町村長の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険法第20条に規定する他の法令による給付」又は「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(93、94) 情報提供の根拠 番号法 別表第二の第3欄(情報提供者)が市町村長の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、117) | 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号別表第二の93、94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46、47条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、88、90、94、95、97、108、109、119の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2、3、5、6、7、10、12の3、15、19、22の2、24の2、25、25の2、30、31の2、32、33、43、43の2、44、47、49、55、55の2、59の3条 | 事後 | 法令根拠の記載追加 |
| 令和1年5月15日 | I-5. 一② 所属長の役職名 | 介護保険課長 佐野史朗 | 介護保険課長 | 事後 | 様式変更に伴う変更 |
| 令和1年5月15日 | IV リスク対策 | (なし) | 評価書の内容のとおり | 事後 | 様式変更に伴う記載追加 |
| 令和2年9月25日 | I-4. 一② 法令上の根拠 | 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、88、90、94、95、97、108、109、119の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2、3、5、6、7、10、12の3、15、19、22の2、24の2、25、25の2、30、31の2、32、33、43、43の2、44、47、49、55、55の2、59の3条 | 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、88、90、94、95、97、108、109、117、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2、3、5、6、7、10、12の3、15、19、22の2、24の2、25、25の2、30、31の2、32、33、43、43の2、44、47、49、55、55の2、59の3条 | 事後 | 法令根拠の記載追加、変更 |
| 令和2年9月25日 | II-1. 対象人数 | 平成27年6月1日 時点 | 平成32年9月1日 時点 | 事後 | |
| 令和2年9月25日 | II-2. 取扱者数 | 平成27年6月1日 時点 | 平成32年9月1日 時点 | 事後 | |
| 令和3年7月19日 | I-4. 一② 法令上の根拠 | 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号別表第二の93、94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46、47条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、88、90、94、95、97、108、109、117、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2、3、5、6、7、10、12の3、15、19、22の2、24の2、25、25の2、30、31の2、32、33、43、43の2、44、47、49、55、55の2、59の3条 | 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号別表第二の93、94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46、47条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、88、90、94、95、97、108、109、109、117、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2、3、5、6、7、10、12の3、15、19、22の2、24の2、25、25の2、30、31の2、32、33、43、43の2、44、47、49、55、55の2、59の3条 | 事後 | 法令根拠の記載追加、変更 |
| 令和3年7月19日 | II-1. 対象人数 | 令和2年9月1日 時点 | 令和3年7月1日 時点 | 事後 | |
| 令和3年7月19日 | II-2. 取扱者数 | 令和2年9月1日 時点 | 令和3年7月1日 時点 | 事後 | |